

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を次のとおり指定する。

なお、令和四年総務省告示第三百二十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

- 一 株式会社 NTTドコモ
- 二 沖縄セルラー電話株式会社
- 三 KDDI株式会社
- 四 ソフトバンク株式会社
- 五 UQコミュニケーションズ株式会社
- 六 楽天モバイル株式会社
- 七 株式会社インターネットイニシアティブ
- 八 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- 九 NTTビジネスソリューションズ株式会社

- 十 株式会社エヌ・ティ・ティ・ピードバンク株式会社

十一 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社

十二 エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

十三 NTTリミテッド・ジャパン株式会社

十四 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社

十五 大分ケーブルテレビコム株式会社

十六 株式会社オプテージ

十七 株式会社ケーブルネット下関

十八 株式会社ジエイコムウエスト

十九 株式会社ジエイコム九州

二十 株式会社ジエイコム埼玉・東日本

二十一 株式会社ジエイコム札幌

二十二 株式会社ジエイコム湘南・神奈川

二十三 株式会社ジエイコム千葉

二十四 株式会社ジエイコム東京

二十五 株式会社ソラコム

二十六 中部テレコミニケーション株式会社

二十七 土浦ケーブルテレビ株式会社

二十八 株式会社ドコモCS

二十九 ビッグローブ株式会社

三十 横浜ケーブルビジョン株式会社

三十一 楽天コミュニケーションズ株式会社